

① 添付書類一覧

1. 収入がある場合

- 給与明細の写し直近3ヶ月分
- 直近の年金額改定通知書の写し又は支払通知書の写し（*年金収入のみの場合別掲）
- 確定申告書の写し（給与以外の収入の場合）

*年金収入のみの場合

- 課税(非課税)証明書(原本)
- 直近の年金額改定通知書の写し又は支払通知書の写し

2. 収入がない場合（義務教育中、高校生以上の全日制の学生は除く）

- 課税(非課税)証明書(原本)

3. 退職者

雇用保険に加入していた場合

- 雇用保険離職票1・2(原本)
- 雇用保険受給延長通知書(原本)
- 資格喪失確認通知書の写し
- 雇用保険受給資格者証の写し
- 党書
- 雇用保険受給資格者証(原本)

雇用保険未加入の場合

- 雇用保険未加入の証明がされている退職証明書(原本)

傷病手当金、出産手当金を受給する場合

- 支給通知の写し

4. 失業給付受給終了

- 雇用保険受給資格者証の写し（支給終了と記載されているもの）

5. 学生（高校生以上）

全日制

- 在学証明書(原本)または、学生証両面の写し

定時制・通信制・二部(夜間部)

- 在学証明書(原本)または、学生証両面の写し
- 収入に関する証明書
- 収入がない場合
 - ・課税(非課税)証明書(原本)
- 収入がある場合
 - ・直近の給与明細の写し3ヶ月分

◎は必ず提出してください。

○は該当するものを提出してください。

※課税(非課税)証明書、住民票等の公的書類は交付日が提出日より3ヵ月以内のものをご提出ください。

※海外に在住し日本国内に住所を有しない方については、

【海外に在住し日本国内に住所を有しない方の扶養認定について】をご参照ください。

② 申請続柄別添付書類一覧

配偶者	1～5の該当するもの 内縁の配偶者の場合は 1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 被保険者、扶養されようとする方、各々の戸籍謄本(原本)
子	1～5の該当するもの 養子縁組をしている、配偶者の連れ子の場合は 1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)
父母	1～5の該当するもの
祖父母	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
兄弟姉妹	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
孫	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
義父母	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
その他の続柄	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)

別居の場合は上記の書類以外に以下の書類が必要です

◎住居地の確認できる書類

- ・住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外記載省略のないもの)
- ・賃貸契約書の写し

○仕送り額の確認できる書類 直近3ヶ月分(単身赴任、屋間部学生の場合は不要)

- ・銀行、郵便局等の振込み通知または、通帳の写し

※毎月の仕送りが必要です。手渡しや数か月分まとめての仕送りは認められません。

同居が認定要件になっている方は認定できません。(三親等内の親族図参照)

※ 子は原則夫婦の収入の多いほうの扶養となります。

※ 外国人の方を被扶養者として届出の場合は住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)を添付してください。

※ 被保険者と別姓の方を被扶養者として届出の場合は住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)を添付してください。(住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄本又は抄本の原本)

※ 世帯構成によっては扶養申請されない方の収入確認書類をいただく場合があります。

※ 交付された保険証は認定年月日から(保険証に記載あり)使用できます。認定日以前に使用された場合は診療費等の返還金が生じる場合がありますのでご注意ください。

必要に応じて上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

海外に在住し日本国内に住所を有しない方の扶養認定について

対象者には日本国籍を持ち海外に在住している方も含みます。

扶養申請の際に異動届に添付していただく確認書類

1. 現況申立書 海外に居住し日本国内に住所を有しない被扶養者用
2. 身分関係を確認する「続柄が確認できる公的証明書」又はそれに準ずる書類の原本
3. 収入を確認する書類又はそれに準ずる書類の原本
4. 被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類の原本

※ 外国語で作成された書類には、「日本語の翻訳文」に「翻訳者の署名」があるものを添付してください。

※ 次ページに日本国内で就労者の多い主な国の確認書類の例を記載してあります。

- 準ずる書類とは、国や地域により必ずしも形態や記載内容が一致するものではないことから、提出された書類により個別に判断することとなります。
提出された書類が準ずる書類に該当するものか、認定を行う前に、厚生労働省保険局保険課と協議する必要がありますので、認定の決定までに日にちを要します。
- 被保険者と別居している場合は仕送り額の確認できる、金融機関発行の振込み依頼書又は振込先の通帳の写し直近3ヵ月分が必要となります。

**注意 確認書類の提出に代えて本人申し立てとすることは認められません。
確認書類を提出できない場合は、認定することはできません。**

日本国内で就労者の多い主な国の確認書類の例

国名	2. 身分関係を確認する書類の例
中国	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係証書（続柄など） 住民戸籍簿（住所） <p>ただし自治体により対応が異なる可能性有り</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの） 婚姻証明書（配偶者の場合） 出生証明書（親子関係の場合）
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻証明書（配偶者の場合） 出生証明書（親子関係の場合）
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 日本の戸籍謄本にあたるもの 婚姻証明書（配偶者の場合） 出生証明書（親子関係の場合）
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> 領事館発行の婚姻証明書

国名	3. 収入を確認する書類の例	
	収入がない場合	収入がある場合
中国	<ul style="list-style-type: none"> 自治体発行の無収入証明書 <p>ただし自治体により対応が異なる可能性有り</p>	<p>勤務先から交付された収入証明書 原本（直近3ヶ月分）</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 管轄税務署発行の無所得証明書 	
フィリピン ベトナム	<p>無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性</p>	

- 上記以外の書類が提出された場合は、認定を行う前に、厚生労働省保険局保険課と協議する必要がありますので、認定の決定までに日にちを要します。

現況申立書 海外に居住し日本国内に住所を有しない被扶養者用

1. 被保険者

記号	番号	氏名

2. 被扶養認定対象者

フリガナ		生年月日	性別	※続柄
氏名		昭 平	年 月 日 男 女	

在住先の国名(可能な場合は州名、省名も記載してください。)	被扶養者として申請した理由

3. 認定対象者の現況

〈1〉 ※収入 あり なし

年額	円	内訳	給与	月額	円	年金	月額	円
			事業収入		円	その他*		円

*収入の内容を具体的に記載

--

〈2〉 同居 別居

※仕送り状況	月額	円	仕送方法	送金 その他()
--------	----	---	------	-----------------

※ で囲われている事項については、証明書類の提出が必要になります。